



監査報告書

令和 6 年 5 月 17 日

社会福祉法人 錦江会
理事長 肥後高春 殿

監事： 林山 竜彦 

監事： 湯川 さとみ 

私たち監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告致します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等の意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1)理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- (2)事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則(昭和 26 年 6 月 21 日厚生省令第 28 号)第 2 条の 16 各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3)会計責任者が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計責任者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計責任者から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則第 2 条の 33 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審査会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書、下記系関係書類、(会計書類及びその付属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。